サービスの質の向上に向けて

宮 城 県 福祉サービス第三者評価の ご 案 内

宮城県福祉サービス第三者評価 シンボルマーク



宮城県保健福祉部社会福祉課 (平成29年4月版)

1 福祉サービス第三者評価とは?

(1) 福祉サービス第三者評価の定義

福祉サービス第三者評価とは、事業者の実施するサービスの質を当事者(事業者 及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価 する取組です。

(2) 福祉サービス第三者評価の目的

- ①サービスの質の向上
 - ・個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結 びつけること。
- ②利用者への情報提供
 - ・福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として 利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

2 福祉サービス第三者評価はなぜ必要?

福祉サービス第三者評価は、社会福祉法第78条第1項に定められた事業者の責務(努力義務)を果たすための一つの方法として制度化されたものです。評価を受けることは任意ですが、利用者本位の福祉の実現のため、また福祉サービスの質の向上のため、多くの事業者が第三者評価に取り組むことが推奨されています。

なお、社会的養護関係施設(児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、 児童自立支援施設、母子生活支援施設)は、平成24年度から、3年に1回以上の 受審と評価結果の公表が義務づけられています。

■社会福祉法(昭和26年法律第45号)

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

- 第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の 評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受 ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めな ければならない。
- 2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 福祉サービス第三者評価では、何を評価するの?

福祉サービス第三者評価は、宮城県が策定した「評価基準」及び「評価の考え方と評価のポイント、評価の着眼点」に沿って行われます。

評価基準は、各サービス共通の「共通評価」と、サービス種別ごとの「内容評価」で構成されています。宮城県では、「保育所版」「障害者・児施設版」「特別養護老人ホーム版」「養護老人ホーム・軽費老人ホーム版」「高齢者通所介護版」「高齢者訪問介護版」を定めています。

(1) 共通評価

共通評価では、組織運営や人材育成、改善課題への取組などのマネジメントや、利用者を尊重するサービス提供の体制の整備状況等について評価します。

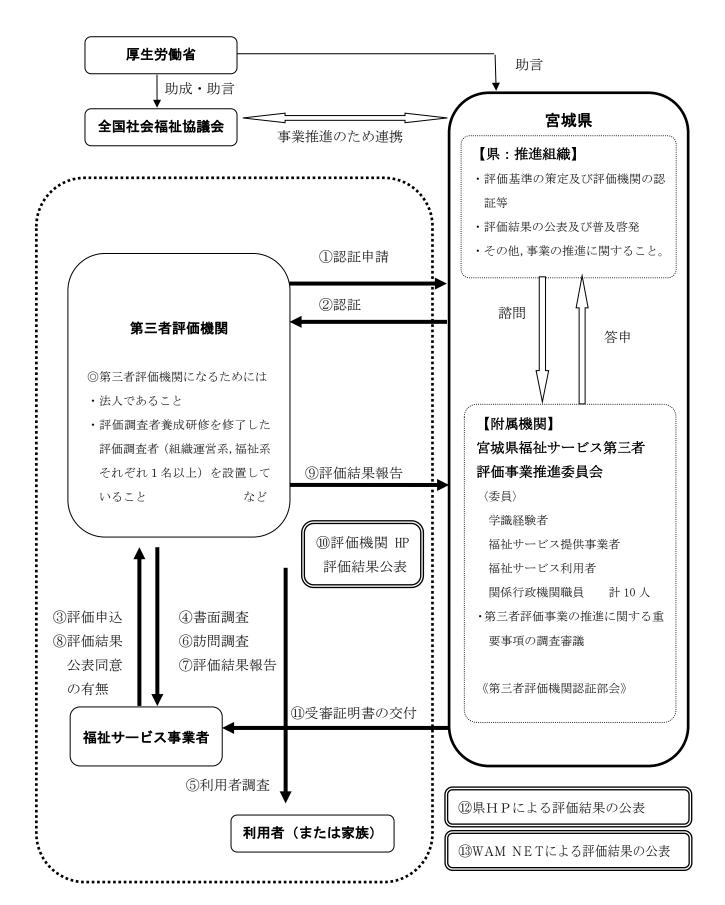
	評価対象	評価分類					
		1	理念・基本方針				
I	福祉サービスの基本方針と組織	2	計画の策定				
		3	管理者の責任とリーダーシップ				
		1	経営状況の把握				
П	組織の運営管理	2	人材の確保・養成				
П		3	安全管理				
		4	地域との交流と連携				
		1	利用者本位の福祉サービス				
Ш	適切な福祉サービスの実施	2	サービスの質の確保				
		3	サービスの開始・継続				
		4	サービス実施計画の策定				

(2) 内容評価

内容評価では、サービスの種別ごとに、各福祉施設・事業所の種別等の特性 や専門性を踏まえて福祉サービスの状況を評価します。食事や健康管理など具 体的なサービスの場面について評価する内容となっています。

※第三者評価の受審が義務づけられている社会的養護関係施設については、全国共通の認証を 受けた第三者評価機関が、全国共通の評価基準に基づき評価を行います。詳しくは、全国社 会福祉協議会のウェブサイトをご覧ください。

4 福祉サービス第三者評価のしくみは?



5 第三者評価機関には、どんなところがあるの?

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会							
所 在 地	仙台市青葉区上杉1丁目2番3号						
電話番号	0 2 2 - 2 9 0 - 1 2 1 0						
ウェブサイト	ウェブサイト http://www.miyagi-sfk.net/						
亚 伍 牡 色	保育所,社会的養護施設(児童養護施設,乳児院,情緒障害児						
評価対象	短期治療施設, 児童自立支援施設, 母子生活支援施設)						

株式会社 福祉工房								
所 在 地	仙台市青葉区国見1丁目19番6号201号室							
電話番号	0 2 2 - 7 2 7 - 8 8 2 0							
ウェブサイト	http://www.f-kobo.co.jp							
	保育所,社会的養護施設(児童養護施設,乳児院,情緒障害児短期治療施設,児童自立支援施設,母子生活支援施設),							
評価対象	障害者・児施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽							
	費老人ホーム,高齢者通所介護,高齢者訪問介護							

特定非営利活動法人 介護の社会化を進める一万人市民委員会宮城県民の会							
所 在 地	仙台市宮城野区榴岡4丁目2番8号テルウェル仙台ビル2階						
電話番号	0 2 2 - 2 9 3 - 8 1 5 8						
ウェブサイト	http://www.ichimannin.com						
評 価 対 象	保育所,社会的養護施設(児童養護施設,乳児院,情緒障害児短期治療施設,児童自立支援施設,母子生活支援施設),障害者・児施設,特別養護老人ホーム,養護老人ホーム,軽費老人ホーム,高齢者通所介護,高齢者訪問介護						

特定非営利活動法人 介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ							
所 在 地	仙台市青葉区柏木1丁目2番45号						
電話番号	$0\ 2\ 2-2\ 7\ 6-5\ 2\ 0\ 2$						
ウェブサイト	http://www.kaigonet-miyagi.jp/						
評価対象	保育所,障害者・児施設,特別養護老人ホーム,養護老人ホーム,軽費老人ホーム,高齢者通所介護						

※評価機関ごとに、サービスの種別や利用人数に応じて評価料金を設定しています。 詳しくは、各評価機関のウェブサイトをご覧ください。

6 福祉サービス第三者評価の受審の効果は?

(1)組織内の効果

- ○自らの提供するサービスの質について改善すべき点が明らかになります。
- ○改善すべき点が明らかになるため、サービスの質の向上に向けた取組の具体 的目標設定が可能となります。
- ○福祉サービス第三者評価を受ける過程において,職員の自覚と改善意欲の醸成,諸課題の共有化が促進されます。

(2) 対外的な効果

- ○福祉サービス第三者評価を受審することにより、利用者等からの信頼の獲得と 向上が図られます。
- ○受審していない他の施設に対し、福祉サービス第三者評価を受審する動機付け ができるなど、好影響が期待できます。

~ 実際に受審いただいた事業所の方々の声をご紹介します ~

- ○外部の評価者の視点が入ることによって、新たな気づきや刺激を受けることができ、振り返りのよいきっかけとなりました。
- ○職員全員で勉強する機会が増え、質の向上につながりました。
- ○第三者の客観的な評価を受けることで,自分たちの支援の方 向性が間違っていないことが確認でき,自信になりました。

福祉サービス第三者評価を積極的に 受審いただきますようお願いします

宮城県保健福祉部社会福祉課

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1

電話: 022-211-2516 ファクシミリ: 022-211-2594 E-mail: syahukd@pref.miyagi.lg.jp

※福祉サービス第三者評価の詳細は、県ウェブサイトに掲載しています。 「宮城県 福祉サービス第三者評価」でご検索ください。

で存じですか? 宮城県福祉サービス 第三者評価制度







福祉サービス第三者評価制度とは?

- ●福祉サービスを提供する事業所について、第三者が、客観的な立場から、そのサービスの質を 評価します。
- ●評価結果は、事業所の同意に基づいて、公表 されます。
- ●公表された評価結果を見ることにより、福祉 サービスの利用者は、自分に合った事業所を 選択できるようになります。

福祉サービスの利用を 検討されている方は、 是非ご覧ください!

- ●福祉サービスを利用したいけれど、あの施設 のサービスの質はどうなんだろうか。
- ●福祉サービスへの就職を考えているが、施設 の具体的な情報が知りたい。
- ●事業所のパンフレットやホームページを見比べたけれど、違いが分からない。

このようなとき、下記のホームページをご覧ください。 自らのサービスの質を向上させるために、積極的に第三者評価を受審した事業所 及びその評価結果をご覧いただくことができます。

宮城県 第三者評価



http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/daisansya-index.html

評価の対象となる事業所はどんなところ?

宮城県において、評価の対象としている事業所は、次のとおりです。今後も、対象事業所を 拡大していきます。

- ●子どものためのサービス 保育所、社会的養護施設(児童養護施設、乳児院など)*
- ●障害のある方のためのサービス 障害者支援施設、障害児入所施設、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所 など
- ●お年寄りのためのサービス 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム、高齢者通所介護、高齢者訪問介護

第三者評価を受けた事業所はサービスの質の向上に努力しています!

第三者評価は義務付けられた制度ではなく、任意で受けるものです。しかも、評価を受ける に当たって、事業所は、評価機関に対して一定の料金を支払います。したがって、第三者評価 を受けた事業所は、サービスの質の向上に真剣に取り組み、努力している事業所です。なお、 宮城県は、受審した事業所に対して「受審証明書」を交付しています。

第三者による客観的な評価です!

宮城県から認定された評価機 関が評価を実施します。評価機 関は、サービスを提供する事業 所から独立しており、客観的な 立場で評価を行います。

評価を行う機関はどんなところ?

評価機関として認証されるためには、法人であること、一定の研修を受けた評価調査者を配置していることなどの要件を満たす必要があります。形態としては、株式会社、特定非営利活動法人、社会福祉法人など様々なものがあります。

第三者評価は、事業所のランク付けを行うものですか?

第三者評価の結果票には、それぞれの事業所の良いところや改善すべきところが記載され、 更に、評価項目ごとにabcの評価も記載されています。これらは、各事業所のサービスの質 がどのレベルに達しているかを明らかにした絶対評価です。そのような意味で、第三者評価は 事業所のランク付けを目的とするものではありません。

第三者評価では、どのような基準で評価を行うのですか?

第三者評価は、宮城県が策定した評価基準に基づいて行われます。評価基準の一部を紹介します。

- ●アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。【保育所】
- ●入浴は、利用者の障害程度や介助方法など個人的事情に配慮している。【障害者・児施設】
- ■認知症を理解し、利用者に対して適切に対応している。【特別養護老人ホーム等】
 - * 社会的養護施設については、平成24年度から3年に1回以上の受審及び結果の公表が義務づけられています。 (社福)全国社会福祉協議会が認証した評価機関が、全国共通の評価基準に基づき、評価を行います。

宮城県保健福祉部社会福祉課

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1

TEL: 022-211-2516 FAX: 022-211-2594 MAIL: syahuku@pref.miyagi.jp



宮城県リハビリテーション支援センター リハビリテーション支援班作成資料 平成29年5月15日 指定障害福祉サービス事業所集団指導

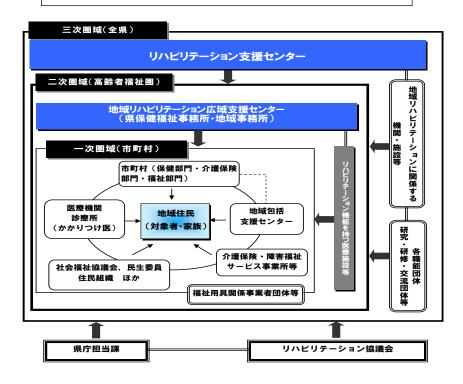
地域リハビリテーション推進強化事業の紹介

1 目 的

障害児者及び高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して送れる社会に必要なリハビリテーションサービスが、総合的かつ一貫性を持って提供されるように、一次圏域(市町

村域),二次圏域(障害保健福祉圏域及び高齢者福祉圏域),三次圏域(全県域)の三層体制による地域リハビリテーション推進の強化を図ることを目的に実施します。

三層体制による地域リハビリテーション推進体制図



2 リハビリテーション支援センターによる事業

(1) 生活で困っている方の自立支援に資する人材育成を行います。

◇◆ 取組例 ◇◆	内 容
高齢化·重度化対策支	知的障害者支援施設における高齢化・重度化の現状と課題の共有や今後
援研修会	の支援の在り方を学ぶ目的で実施
介護支援機器・自立支	介護支援機器・自立支援機器の導入と活用について理解を深める目的で
援機器の導入と活用	実施
摂食嚥下地域リハビリ	安全な食支援の推進を目的に、障害者等の摂食嚥下障害に対し、基本的
テーション推進事業	な対応をまとめたフローチャートや,検査等が可能な病院一覧を作成(別
	紙1・2参照)

(2)保健福祉事務所からの依頼により、リハビリテーションに係る専門的な相談に対応します。

◇◆ 取組例 ◇◆	支援内容
グループホーム	音声によるコミュニケーションが難しい方に、残存機能で操作可能な機
40 代女性(脳性麻痺)	器を検討し、機器を利用したコミュニケーションを可能にした。

(3) リハビリテーションに係る調査やプログラム作成を通じて、資源充実やサービスの質の向上に役立てます。 当センターHP に掲載しています

◇◆ 取組例 ◇◆	内 容
調査研究	・障害福祉領域におけるリハビリテーション専門職の活動に関する調査 ・指定障害者支援施設における高齢化・重度化に関する実態調査 等
プログラム	・コミュニケーション支援サポートブック基礎編・障害のある方のくるまの運転総合ガイドブック 2 等

3 保健福祉事務所・地域事務所による事業

(1) 切れ目のないリハビリテーションサービスの提供体制及びネットワークの構築を目指し、 圏域の課題解決に取り組みます。

◇◆ 取組例 ◇◆	実施内容
施設における腰痛予	高齢者及び障害者の入所施設の職員が、職場内において、腰痛予防を継
防の為の介助技術向	続して取り組めるように、有効な職場内研修の手法を学び、業務に役立
上研修	てることを目的に実施
障害者の運動の習慣	障害福祉サービス事業所の職員が, リスク管理の下, 利用者に係る運動
化支援事業	の習慣化を定着させるとともに、リハビリテーションの視点を活用して
	健康維持支援を実施できるようになることを目的に実施
障害児(者)福祉サー	障害児等を支援する関係者が療育、保育及び教育の実践に必要な知識や支
ビス施設等支援事業	援技術を向上することを目的に実施

(2) 市町村等が実施する保健・福祉に関する事業に対して、保健福祉事務所・地域事務所・リハビリテーション支援センターのリハビリテーション専門職等を派遣し、支援します。 ※別紙3参照

◇◆ 取組例 ◇◆	実施内容						
	・自立支援協議会部会への参加						
障害児・者関係の事業	・心身障害児通園施設連絡協議会への協力						
	・障害児等療育支援事業・療育研修会への協力						
古松本間区の東米	・介護予防日常生活支援総合事業に係る事業の支援						
高齢者関係の事業	・地域包括支援センター主催事業への協力						

(3) 所内相談・訪問相談等によりリハビリテーションに係る個別的な相談に対応します。 ※別紙4参照

◆地域リハビリテーション推進強化事業 担当窓口

保健福祉事務所・地域事務所で実施している、市町村等事業支援やリハビリテーション相談事業の詳細については、地域リハビリテーション推進強化事業担当窓口にお問い合わせ下さい。

地域名(圏域)	事務所	TEL	
仙南	仙南保健福祉事務所(成人・高齢班)	(0224) 53-3120	
塩釜・岩沼・黒川	仙台保健福祉事務所(健康づくり支援班)	(022) 363-5503	
大崎	北部保健福祉事務所(健康づくり支援班)	(0229) 87-8010	
栗原	北部保健福祉事務所栗原地域事務所(成人・高齢班)	(0228) 22-2116	
登米	東部保健福祉事務所登米地域事務所(成人・高齢班)	(0220) 22-6117	
石巻	東部保健福祉事務所(成人・高齢班)	(0225) 95-1419	
気仙沼	気仙沼保健福祉事務所 (成人・高齢班)	(0226) 22-6614	
	リハビリテーション支援センター	(000) 704 0500	
	(リハビリテーション支援班)	(022) 784–3588	

詳しくは、リハビリテーション支援センターホームページをご覧ください。

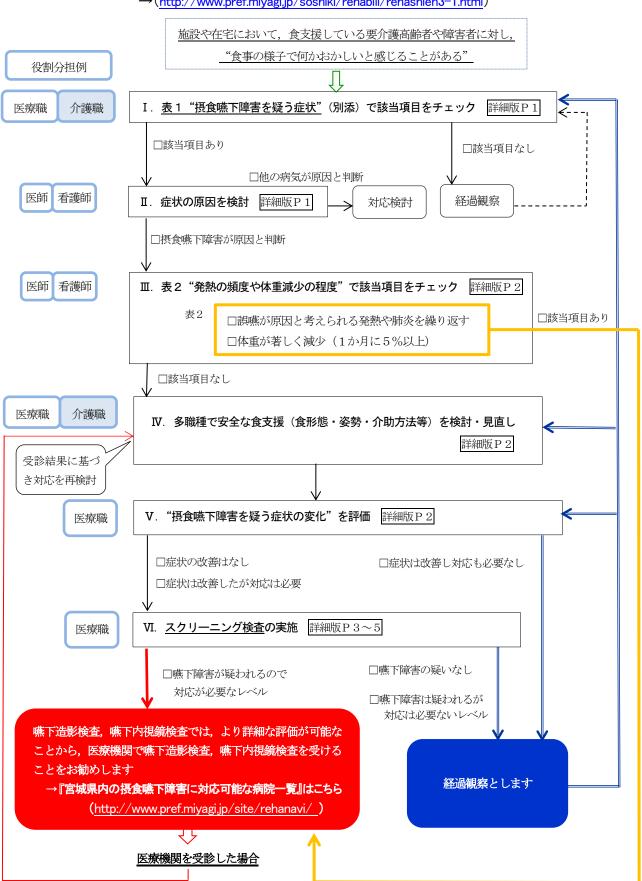
http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/rehabili//

◇摂食嚥下地域リハビリテーション推進事業◇

別紙 1

『要介護高齢者や障害者の摂食嚥下障害への基本的な対応フローチャート』

→ (http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/rehabili/rehashien3-1.html)



◆ 本フローチャートでは、嚥下造影検査、嚥下内視鏡検査を受けることをお勧めする目安を示していますが、フローチャートの結果に かかわらず、食支援への不安が続いている場合は、嚥下造影検査、嚥下内視鏡検査を受けることをご検討ください。

『宮城県内の摂食嚥下障害に対応可能な病院一覧』

- ・掲載情報は、病院名・住所・電話番号、及び、嚥下造影検査や訓練(外来・入院)、誤嚥 防止手術の対応の可否など
- ・対象を(1)大人(脳卒中など),(2)大人(脳性麻痺・精神遅滞など),(3)子ども に分け,対応可能な病院を整理
- ・宮城県リハビリテーション支援センターの HP アドレス

http://www.pref.miyagi.jp/site/rehanavi/

宮城県内の摂食嚥下障害に対応可能な病院一覧

日の水ボドプン乃と、大手 日にベルル・引用であわれた。 採食艦下降者について、接査や治療、削減・消事・手削を行っている宮城県内の病院のうち、ホームページに掲載を同意した病院リストです。 原則対応可能に場合にはOが付いています。ただし、状況により対応の可否やそのための条件が異なる場合もありますので、※が付いているところでの対応を希望される場合、「受診にあたっての注意事項」の※の付いた記載事項で、状況や条件を よくて確認施います。

対象:大人

- (1)病気(脳卒中、神経難病、頭頸部がん、認知症等)や高齢による摂食嚥下障害について
- (注1):「入院での検査や治療」とは、もともと入院している患者に摂食嚥下障害の検査・治療を行うことではなく、摂食嚥下障害の検査や治療を目的に、入院することが可能である病院を記載しております。
- (注2)(注3):「栄養指導」とは、摂食嚥下機能が低下した患者への「外来栄養食事指導(注2)」、「入院栄養食事指導(注3)」のことです。

(平成29年3日現在

	(平成29年3月現在														
				摂食嚥下障害の検査・治療											
					外来での検査や治療				入院での検査や治療 (注1)				手	術	
圏域	病院名	住 所	電話番号	診療科 (診療科以外)	嚥下造影検査	嚥下内視鏡検査	訓練・摂食指導	栄養指導 (注2)	嚥下造影検査	嚥下内視鏡検査	訓練・摂食指導	栄養指導(注3)	嚥下機能改善手術	誤嚥防止手術	「受診にあたっての注意事項」等
	公立刈田綜合病院	白石市福岡蔵本字下原沖 36番地	0224-25-2145	外科	*			*	*			*			・紹介状が必要。 ※主に高齢による患者への対応になります。
	+ # 27 A #25	白石市福岡深谷字一本松		リハビリテーション科	0		0								・紹介状が必要。
	大泉記念病院	5番地1	0224-22-2111	(栄養科)				0							
1			I												※嚥下に特化した外来は行っていないが、当院に入院し

宮城県内の摂食嚥下障害に対応可能な病院一覧

対象:大人

- (2) 先天性又は幼小児期の障害(脳性麻痺,精神遅滞,染色体異常等)による摂食嚥下障害について
- (注1):「入院での検査や治療」とは、もともと入院している患者に摂食嚥下障害の検査・治療を行うことではなく、摂食嚥下障害の検査や治療を目的に、入院することが可能である病院を記載しております。
- (注2)(注3):「栄養指導」とは、摂食嚥下機能が低下した患者への「外来栄養食事指導(注2)」、「入院栄養食事指導(注3)」のことです。

						摂食	嚥下障	害の検	查·治療	寮					(平成29年3月現在)
						外来での検査や治療				入院での検査や治療 (注1)			手 術		
圏域	病院名	住所	電話番号	診療科 (診療科以外)	嚥下造影検査	嚥下内視鏡検査	訓練・摂食指導	栄養指導(注2)	嚥下造影検査	嚥下内視鏡検査	訓練・摂食指導	栄養 指導 (注3)	嚥下機能改善手術	誤嚥防止手術	「受診にあたっての注意事項」等
	金上病院	角田市角田字田町123	0224-63-1032	内科				0		0	0	0			http://www.kanagami.or.jp/
				内科		0									http://www.sennan.or.jp/top.html
仙南	仙南病院	角田市角田字牛舘16	0224-63-2003	リハビリ科			0								
1川門				(栄養科)				0							

宮城県内の摂食嚥下障害に対応可能な病院一覧 摂食嚥下障害について、検査や治療(訓練・指導・手術)を行っている宮城県内の病院のうち、ホームページに掲載を同意した病院リストです。 原則対応可能な場合にはOが付いています。ただし、状況により対応の可否やそのための条件が異なる場合もありますので、※が付いているところでの対応を希望される場合、「受診にあたっての注意事項」の※の付いた 記載事項で、状況や条件をよくご確認願います。

対象:子ども

- (3) 先天性障害(脳性麻痺, 精神遅滞, 染色体異常等) や病気による摂食嚥下障害について
- (注1):「入院での検査や治療」とは、もともと入院している患者に摂食嚥下障害の検査・治療を行うことではなく、摂食嚥下障害の検査や治療を目的に、入院することが可能である病院を記載しております。

(注2)(注	3):「栄養指導」とは、摂食嚥	下機能が低下した患者への	D「外来栄養食事指導(注:	2)」、「入院栄養食事指導	尊(注3)	」のこと	こです。						(平成29年3月現在)
						摂食	嚥下障	害の検	査·治療	ŧ			
						ト来での 査や治		検:	、院での 査や治療 (注1)		手	術	
圏域	病院名	住 所	電話番号	診療科 (診療科以外)	嚥下造影検査	訓練・摂食指導	栄養指導(注2)	嚥下造影検査	訓練・摂食指導	栄養指導(注3)	嚥下機能改善手術	誤嚥防止手術	「受診にあたっての注意事項」等
仙南	みやぎ県南中核病院	大河原町字西38-1	0224-51-5500	リハビリテーション科	0	0	0						・紹介状はなくても対応可であるが、紹介状があることが望ましい。 http://www.southmiyagi-mc.jp
										1			・紹介状が必要。

別紙3

市町村等事業支援 <リハビリテーション専門職の派遣>

宮城県の各保健福祉事務所では、市町村保健福祉担当課及び施設・事業所からの依頼により、 市町村及び施設・事業所が実施する保健・福祉に関する事業に対して、リハビリテーション専 門職等を派遣し、リハビリテーションの視点に基づいた専門的な支援を行います。

●対象事業

市町村が行う介護予防事業、健康教育、地域ケア会議、母子保健事業等や、施設・事業所が行う職員研修や事例検討会等

●支援内容

市町村の保健福祉事業における事業企画、事業評価に対する助言や、施設・事業所が行う勉強会、事例検討会における講師派遣等により、事業従事者を支援します。



~こんな時にご相談下さい~



- ① 介護予防事業(例 地域包括ケアにおける地域リハ活動支援事業)の協力 例:事業企画の助言,事業担当者とリハ専門職との調整などについて支援します。
- ② 地域ケア会議の協力

例:障害を持つ方等が、地域においてその人らしい生活を営むためのコーディネート や具体的な取り組みについて助言します。

③ 障害児等に対する母子保健事業への協力

例:乳幼児検診後の発達支援事業等において、発達を促す関わり方等について助言します。

4) 研修会等の講師派遣

例:市町村事業や事業所内の勉強会に講師を派遣します。 研修会テーマは、リハビリテーションや療育に関する総論から、生活場面における具体的な支援内容に関することが中心となります。

⑤ 事例検討会への参加

例:事例検討会に参加し、当事者の自立生活に必要な具体的な取組等について助言します。

⑥ 個別支援計画作成に関する支援

例:個別支援計画と日常業務が、一貫性を持って提供されるための支援を行います。

(7) 日中活動(余暇, 就労等)に関する支援

例: 余暇支援の拡充や就労における作業活動分析など、日中活動の充実に向けた支援を行います。

リハビリテーション相談 <リハビリテーション専門職の派遣>

宮城県の各保健福祉事務所では、市町村保健福祉担当部署を通じて、障害福祉、介護サービスの施設・事業所からの依頼により、県リハビリテーション支援センター等と連携し、リハ専門職(PT・OT・ST)の派遣等リハビリテーションに関する個別相談を実施します。

●事業の対象者

各圏域に在住、または施設利用中の障害児・障害者(成人から高齢者まで)

●支援内容

対象者の障害状況の把握、課題の整理、支援手段の提示、今後に向けての支援プログラムの提案や連携機関の紹介など、その人らしい生活に向けてのコーディネートや助言を行います。



~こんな時にご相談下さい~



① 病気や障害に関すること

例:脳卒中片麻痺・脊髄損傷・脳性麻痺・発達障害など、日常生活でどのような配慮や 支援が必要なのかを一緒に考えます。

② 身の回りの日常生活活動の支援方法・介助方法(育児上の支援も含む)

例:食事,トイレ,お風呂などが,少しでも自分でできるように,また,介助者の負担が軽減するような方法を提案します。

③ 機能面・生活面(発達面)の評価に関すること

例:運動機能や認知面などの状態を客観的に把握することをお手伝いします。

④ 活動や参加の支援

例:趣味や楽しみの開発・買い物など外出や旅行の実現に向けた情報提供などを行います。

⑤ コミュニケーションに関する支援

例:失語症や構音障害,難病等により意思の疎通が難しくなった方に対し,コミュニケーション方法を一緒に考えます。

⑥ 遊びや学習の支援

例:乳幼児の運動・認知・心理面の発達を促す遊びや関わり方、学童期の学習などの生活課題について一緒に考えます。

(7) 福祉用具の選定・適合

例: 杖や車椅子・座位保持装置などの福祉用具が、自立生活を支える有効な手段となるよう、その使用状況や必要性も含め、本人に適した用具について検討します。

⑧ 生活環境の工夫(住宅改修等)

例:手すりの設置、段差解消など住環境等の環境調整に関して一緒に考えます。

高次脳機能障害の支援について

宮城県リハビリテーション支援センター リハビリテーション支援班

高次脳機能障害とは

脳損傷で複雑な脳の機能が障害されること

原因

- ・脳血管疾患
- (脳梗塞・脳出血・くも膜下出血など)
- (脳挫傷・びまん性軸索損傷など)
- (低酸素脳症・脳腫瘍・脳炎など)

症状

- ・記憶できない
- 集中できない
- 計画できない
- ・コミュニケーションが とれない

など

誰もが、ある日突然なるかもしれない障害です。

高次脳機能障害の特徴

- ●記憶障害
- ●注意障害
- ●遂行機能障害 ●社会的行動障害

身体に著明な障害が

残らないことも多く…

「見えない障害」と言われています。 ご本人に障害の自覚がないことも・・

記憶障害

- 動の置き場所を忘れる。
- ●新しいできごとを覚えていられ
- ●何度も同じことを繰り返して 質問する

遂行機能障害

- ●自分で計画を立ててものごとを 実行することができない。
- ●人に指示してもらわないと何も できない
- ●行き当たりばったりの行動をす

注意障害

- ●ぼんやりしていて、何かをする とミスばかりする
- ●二つのことを同時にしようと すると混乱する

社会的行動障害

- ●すぐ他人を頼る、子どもっぽくなる ●無制限に食べたり、お金を使ったり
- ●すぐ怒ったり笑ったりする
- ●相手の気持ちや立場を思いやること ができず、よい人間関係が作れない ●-つのことにこだわって他のことが
- できない

宮城県高次脳機能障害者支援事業

【要綱趣旨】

- ・高次脳機能障害者が医療機関での治療 から在宅での治療を経て、社会復帰へ 円滑に移行できるように支援する
- ・ 高次脳機能障害者が地域において, 医 療. 福祉. 就労等の継続した支援が受 けられる体制を構築する

宮城県高次脳機能障害支援機関

【医療機関】

- ●高次脳機能障害支援拠点病院
 - →東北医科薬科大学病院
- ●高次脳機能障害地域支援拠点病院
 - → 気仙沼市立病院 · 栗原市立栗原中央病院 みやぎ県南中核病院
- 医学的な評価・リハビリテーションの実施
- 医学的な側面からの支援について調整
- 医療者向けの研修

宮城県高次脳機能障害支援機関 【相談支援】

- ●高次脳機能障害支援拠点施設
 - → リハビリテーション支援センター
 - 所内相談(電話·来所·家族相談)
 - 巡回相談
 - 関連関係施設相談
 - 研修事業
 - 普及啓発

など



障害者手帳について

○精神障害者保健福祉手帳

- →「器質性精神障害」として申請が可能です。
- ・身体障害を合併していれば、身体障害者手帳 も併せて申請ができます。
- ・18歳未満の方、または18歳未満の発症や受 傷で知的な発達に障害を生じた場合は、療育 手帳も対象となります。

障害者総合支援法

○高次脳機能障害は、障害者総合支援法における 障害福祉サービス(自立支援給付と地域生活支 援事業)の対象です。



各種手帳がなくても、「自立支援医療受給者 証(精神通院医療)」や高次脳機能障害者(精神障害者)であることが記載されている「医 師の診断書」があれば、障害福祉サービスの 支給申請が可能です



資料 17

平成29年度宮城県障害福祉関係施設人材確保支援事業補助金募集要領

宮城県では、県内の障害福祉分野の人材確保・育成を図るため、無資格の方を雇用し、 雇用期間中の勤務の一部として、介護職員初任者研修を受講させる事業者に対し、予算の 範囲内において研修受講費用及び研修受講期間の代替職員相当分の人件費を補助する事業 を実施し、以下のとおり申請事業者を募集します。

1 補助対象者

宮城県内において指定障害福祉サービス事業所等を運営している法人で,「2 補助要件等」を満たす法人

2 補助要件等

- ○宮城県内の対象施設にて、平成28年4月1日以降に無資格者を雇用した法人であること。雇用形態等は以下に定めるとおり。
 - ※無資格者とは、宮城県介護職員初任者研修実施要綱第20に定める者以外で、介護職員初任者研修を修了していない者を指す。
- ○以下に定める研修受講期間に介護職員初任者研修を受講させ、修了させること。
- ○宮城県内の対象施設で,介護業務に従事させること。

(経理や営業など直接的支援以外の業務は除く。)

他在で日本はことは対人級の行う未初は例べ。					
	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成				
対象施設	18年法律第123号),児童福祉法(昭和22年法律第164号)				
	に基づき,宮城県知事等が指定した <u>別表1</u> に掲げる事業所				
	○市町村長が登録する基準該当事業所				
	○雇用形態は,正規・非正規を問わない。				
雇用形態等	○勤務日数・勤務時間については、週3日以上かつ週10時間以上とす				
	る。雇用するにあたり、公募の必要はない。				
	○平成29年4月1日(土)から平成30年3月31日(土)まで				
研修受講期間	※平成30年3月31日までに県が指定する介護職員初任者研修指定				
	事業者が実施する介護職員初任者研修を修了しなければならない。				

3 補助内容

対象経費	補助額	備考
介護職員初任	定額(上限額123千円/人)	○研修受講料, 研修受講に係る教材
者研修受講料		費が対象となります。
		※消費税及び地方消費税を含み,研修
		に係る旅費は除く。
代替職員の	①通学の場合:定額145千円/人	
人件費相当分	②通信の場合:定額100千円/人	

4 募集期間

平成29年4月1日(土)から平成30年2月28日(水)まで

5 補助予定人数

30名

6 留意事項

- (1) 交付決定後に、補助所要額の増額は認められないので注意願います。
- (2) 本事業による補助対象経費について、国、県、市町村等から、他の事業による補助や委託等を受けている場合、本事業に応募することはできません。
- (3) 補助予定人数を超える応募があった場合、その時点で募集を締め切ります。
- (4) 1法人あたり申請は5人を限度とします。
- (5) 介護職員初任者研修については、県長寿社会政策課のホームページを確認してください。

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/syoninsya.html

7 事業の主な流れ

	手続きの流れ	申請事業者が行う手続き
		県へ交付申請書(様式第1号)の提出
		□申請事業総括表
		□事業計画書(採用通知書及び労働条件通知書添付)
	交付申請	□受講者の履歴書
1		□所要額調書
1		□歳入歳出予算書の抄本
		□県税に未納がないことの証明書
		□暴力団排除に関する宣誓書
		□補助金交付決定前着手届(様式第7号。県の交付決定
		前に研修を受講させる場合のみ)
	\downarrow	↓
2	審査・決定通知	
	\downarrow	↓
3 事業開始		交付決定額から10%以上の減少を伴う場合は、変更申請
	車業間松	文刊
כ	事業開始	(様式第2号)を行って下さい。
	事業開始	
	事業開始 ↓	
	事業開始 ↓	(様式第2号)を行って下さい。
	事業開始 ↓	(様式第2号) を行って下さい。 ↓ 県へ実績報告書(様式第5号)の提出
4	事業開始 ↓ 事業完了	(様式第2号)を行って下さい。 ↓ 県へ実績報告書(様式第5号)の提出 □事業実績総括表
	↓	(様式第2号)を行って下さい。 ↓ 県へ実績報告書(様式第5号)の提出 □事業実績総括表 □事業実績報告書
	↓	(様式第2号)を行って下さい。 ↓ 県へ実績報告書(様式第5号)の提出 □事業実績総括表 □事業実績報告書 (受講者が勤務時間内に研修を受講したことが分かる書類,
	↓	(様式第2号)を行って下さい。 ↓ 県へ実績報告書(様式第5号)の提出 □事業実績総括表 □事業実績報告書 (受講者が勤務時間内に研修を受講したことが分かる書類, 法人の受講料負担額が分かる書類,受講者の介護職員初任者
	↓	(様式第2号)を行って下さい。 ↓ 県へ実績報告書(様式第5号)の提出 □事業実績総括表 □事業実績報告書 (受講者が勤務時間内に研修を受講したことが分かる書類, 法人の受講料負担額が分かる書類,受講者の介護職員初任者 研修修了証の写し添付)

8 申請書類等の提出先

宮城県保健福祉部障害福祉課企画推進班

〒980-8570

宫城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL: 022-211-2538 FAX: 022-211-2597

施設等の種類

居宅介護事業所

重度訪問介護事業所

行動援護事業所

同行援護事業所

重度障害者包括支援事業所

療養介護事業所

生活介護事業所

短期入所事業所

自立訓練 (機能訓練) 事業所

自立訓練(生活訓練)事業所

就労移行支援事業所

就労継続支援 A 型事業所

就労継続支援 B 型事業所

共同生活援助 (グループホーム) 事業所

障害者支援施設

児童発達支援事業所

放課後等デイサービス事業所

障害児入所施設

基準該当事業所